

香川県条例第40号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第14条の7 略 2 略 3 一時差止処分を受けた者は、 <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 4～8 略	第14条の7 略 2 略 3 一時差止処分を受けた者は、 <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 4～8 略

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第24条の5 略 2 略 3 一時差止処分を受けた者は、 <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 4～8 略	第24条の5 略 2 略 3 一時差止処分を受けた者は、 <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 4～8 略

（香川県税条例の一部改正）

第3条 香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(災害等による期限の延長)

第26条 知事は、県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合には、地域及びその理由のやんだ日から2月以内の期日を指定して当該期限を延長することができる。

2・3 略

(災害等による期限の延長)

第26条 知事は、県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合には、地域及びその理由のやんだ日から2月以内の期日を指定して当該期限を延長することができる。

2・3 略

(香川県職員退職手当条例の一部改正)

第4条 香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 略</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 略</p>

(香川県行政手続条例の一部改正)

第5条 香川県行政手続条例（平成7年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(12) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(12) 略</p>

(13) 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

(聴聞の主宰)

第19条 略

2 略

(1)～(3) 略

(4) 前3号に規定する者であった者

(5)・(6) 略

(13) 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

(聴聞の主宰)

第19条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に規定する者であったことのある者

(5)・(6) 略

(香川県情報公開条例の一部改正)

第6条 香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
前文	前文
第1章 略	第1章 略
第2章 略	第2章 行政文書の公開等
第1節 略	第1節 行政文書の公開（第5条—第17条）
第2節 審査請求（第17条の2—第20条）	第2節 不服申立て（第18条—第20条）
第3章・第4章 略	第3章・第4章 略
附則	附則
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	(第三者保護に関する手続)
第15条 略	第15条 公開請求に係る行政文書に請求者以外の個人又は法人等（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
2 略	2 略

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

第2節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第17条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求について
は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用
しない。

（審査会への諮問）

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、香川県情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合（当該行政文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えなければならぬ。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

第2節 不服申立て

（審査会への諮問）

第18条 公開決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、香川県情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を公開することとする旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第19条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（情報公開審査会）

第21条 第18条第1項の規定による諮問に応じて審査を行うため、香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2～10 略

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開を求めることができない。

2・3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に~~関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）~~に意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第22条の2 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第19条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る行政文書を公開する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（情報公開審査会）

第21条 第18条の規定による諮問に応じて審査を行うため、香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2～10 略

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、第18条の規定により諮問した実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、公開決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開を求めることがない。

2・3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に~~関し、不服申立人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求める~~こと、適當と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見書等の提出)

第22条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第22条の4 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第22条第1項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第22条の2第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第22条の5 審査会は、第22条第3項若しくは第4項又は第22条の3の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めると、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第22条の6 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審

査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(雑則)

第23条 第21条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、知事が定める。

(雑則)

第23条 前2条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、知事が定める。

(香川県個人情報保護条例の一部改正)

第7条 香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 略	第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
第1節～第5節 略	第1節～第5節 略
第6節 <u>審査請求</u> （第41条の2—第43条）	第6節 <u>不服申立て</u> （第42条・第43条）
第7節～第9節 略	第7節～第9節 略
第3章～第6章 略	第3章～第6章 略
附則	附則
第6節 <u>審査請求</u>	第6節 <u>不服申立て</u>
(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)	(審議会への諮問)
<u>第41条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u>	<u>第42条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、香川県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。</u>

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第43条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等）

第43条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(報道機関等に対する適用除外)

第53条 特定事業者のうち個人情報の保護に関する法律第66条第1項各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第48条から前条までの規定は、適用しない。

(個人情報保護審議会)

第56条 略

(審議会の調査権限)

第57条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2・3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に
関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）
に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている
事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 略

(意見の陳述)

第57条の2 審議会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第57条の3 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を

(報道機関等に対する適用除外)

第53条 特定事業者のうち個人情報の保護に関する法律第50条第1項各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第48条から前条までの規定は、適用しない。

(個人情報保護審議会)

第56条 この条例の規定による諮問に応じて審議を行うため、香川県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2~11 略

(審議会の調査権限)

第57条 審議会は、必要があると認めるときは、第42条の規定により諮問した実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求める事ができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求める事ができない。

2・3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に
関し、不服申立て人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求める
事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な
調査をすることができる。

5 略

定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第57条の4 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第57条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第57条の2第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第57条の5 審議会は、第57条第3項若しくは第4項又は第57条の3の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したもの)を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審議会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審議手続の非公開)

第58条 略

(答申書の送付等)

第58条の2 審議会は、諮詢に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとす

(審議手続の非公開)

第58条 略

る。

(委任)

第59条 第56条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第59条 前3条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(人事委員会の報告) 第3条 略 2 略 (1)～(3) 略 (4) 職員に対する不利益な処分についての <u>審査請求</u> の状況	(人事委員会の報告) 第3条 人事委員会は、毎年7月末までに、知事に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。 2 前項の規定により人事委員会が報告すべき事項は、次に掲げる事項とする。 (1)～(3) 略 (4) 職員に対する不利益な処分についての <u>不服申立て</u> の状況

(香川県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第9条 香川県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項及び第2項並びに第104条の規定に基づき、香川県障害者介護給付費等不服審査会（以下「審査会」という。）の設置並びに組織及び運営に関して、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）並びに <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u> に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項及び第2項並びに第104条の規定に基づき、香川県障害者介護給付費等不服審査会（以下「審査会」という。）の設置並びに組織及び運営に関して、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）並びに <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u> に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(香川県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第10条 香川県公文書等の管理に関する条例（平成25年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用負担) 第22条 略	(費用負担) 第22条 略
<u>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</u> <u>第22条の2 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u>	
<u>(審査請求があった場合の諮問等)</u> 第23条 知事は、利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開条例第21条に規定する香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。 (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。） 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。 3 審査会は、第1項の規定による諮問に応じて審査を行うものとする。 4 審査会が前項の審査を行う場合については、情報公開条例第21条第8項から第10項まで及び第22条から第22条の6までの規定を準用する。この場合において、情報公開条例第22条第1項中「諮問庁」とあるのは「香川県公文書等の管理に関する条例（以下「公文書等管理条例」という。）第23条第1項の規定により諮問した知事（以下「諮問庁」という。）」と、「公開決定等に係る行政文書」とあるのは「利用決定等（公文書等管理条例第18条第1項に規定する利用決定等をいう。以下同じ。）に係る特定歴史公文書等（公文書等管理条例第2条第	<u>(不服申立てがあった場合の諮問等)</u> 第23条 知事は、利用決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、情報公開条例第21条に規定する香川県情報公開審査会（次項及び第3項において「審査会」という。）に諮問しなければならない。 (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。 (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該不服申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。 2 審査会は、前項の規定による諮問に応じて審査を行うものとする。 3 審査会が前項の審査を行う場合については、情報公開条例第21条第8項から第10項まで及び第22条の規定を準用する。この場合において、情報公開条例第22条第1項中「第18条」とあるのは「香川県公文書等の管理に関する条例（以下「公文書等管理条例」という。）第23条第1項」と、「実施機関」とあるのは「知事」と、「公開決定等に係る行政文書」とあるのは「利用決定等（公文書等管理条例第18条第1項に規定する利用決定等をいう。以下同じ。）に係る特定歴史公文書等（公文書等管理条例第2条第

公文書等（公文書等管理条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）と、「行政文書の公開」とあるのは「特定歴史公文書等の利用」と、同条第2項中「前項」とあるのは「公文書等管理条例第23条第4項において読み替えて準用する前項」と、同条第3項中「公開決定等に係る行政文書」とあるのは「利用決定等に係る特定歴史公文書等」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「公文書等管理条例第23条第4項において読み替えて準用する第1項」と、情報公開条例第22条の2第2項中「前項本文」とあるのは「公文書等管理条例第23条第4項において読み替えて準用する前項本文」と、情報公開条例第22条の4中「第22条第1項」とあるのは「公文書等管理条例第23条第4項において読み替えて準用する第22条第1項」と、「行政文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、「同条第4項」とあるのは「公文書等管理条例第23条第4項において読み替えて準用する第22条第4項」と、「第22条の2第1項本文」とあるのは「公文書等管理条例第23条第4項において読み替えて準用する第22条の2第1項本文」と、情報公開条例第22条の5第1項中「第22条第3項」とあるのは「公文書等管理条例第23条第4項において読み替えて準用する第22条第3項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「公文書等管理条例第23条第4項において読み替えて準用する第1項」と、「前項」とあるのは「公文書等管理条例第23条第4項において読み替えて準用する前項」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「公文書等管理条例第23条第4項において読み替えて準用する第2項」と読み替えるものとする。

(諮詢をした旨の通知)

第24条 略

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第25条 第20条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は

4項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）」と、「行政文書の公開」とあるのは「特定歴史公文書等の利用」と、同条第2項中「前項」とあるのは「公文書等管理条例第23条第3項において読み替えて準用する前項」と、同条第3項中「公開決定等に係る行政文書」とあるのは「利用決定等に係る特定歴史公文書等」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「公文書等管理条例第23条第3項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

(諮詢をした旨の通知)

第24条 知事は、前条第1項の規定により諮詢をしたときは、次に掲げる者に対し、諮詢をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 利用請求者（利用請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る利用決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第25条 第20条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は

棄却する裁決

(2) 審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

（罰則）

第33条 第23条第4項において準用する情報公開条例第21条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る利用決定等を変更し、当該利用決定等に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

（罰則）

第33条 第23条第3項において準用する情報公開条例第21条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第7条中香川県個人情報保護条例第53条の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。